

琵琶湖森林づくり県民税条例検討会資料集

目 次

資料 1	琵琶湖森林づくり県民税条例	1
資料 2	琵琶湖森林づくり条例	4
資料 3	これまでの琵琶湖森林づくり事業の実施結果 (平成 18～26 年度実績、平成 27 年度当初見積額) 一覧表	10
資料 4	琵琶湖森林づくり基本計画の進捗状況	11
資料 5	琵琶湖森林づくり基本計画の見直し(案)の概要	12
資料 6	琵琶湖森林づくり基本計画の見直し(案)の指標等	13
資料 7	琵琶湖森林づくり県民税の用途の基本的な考え方等について の意見	17
資料 8	各府県における森林環境税導入状況等について	19
資料 9	琵琶湖森林づくり県民税の収支状況 (平成 18 年度～平成 26 年度)	22
資料 10	国における琵琶湖森林づくり県民税を取りまく動き	23

○琵琶湖森林づくり県民税条例

平成17年 7月15日滋賀県条例第40号

改正

平成21年 1月23日条例第 4号

平成22年12月28日条例第45号

琵琶湖森林づくり県民税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下、公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策を推進し、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、琵琶湖森林づくり県民税として、県民税の均等割の税率について滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。）の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、同条に定める額に800円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 県税条例第29条第1項に規定する法人の県民税の均等割の税率は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める額に、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 県税条例第29条第1項第1号に掲げる法人 年額 2,200円
- (2) 県税条例第29条第1項第2号に掲げる法人 年額 5,500円
- (3) 県税条例第29条第1項第3号に掲げる法人 年額 14,300円
- (4) 県税条例第29条第1項第4号に掲げる法人 年額 59,400円
- (5) 県税条例第29条第1項第5号に掲げる法人 年額 88,000円

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第29条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）第3条第1項」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 3 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者に係る第2条の規定の適用については、同条中「県税条例第22条」とあるのは「県税条例第22条および滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成17年滋賀県条例第45号）付則第3項」と、「同条に定める額に800円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同条に定める額に200円」とする。
- 4 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者に係る第2条の規定の適用については、同条中「県税条例第22条」とあるのは「県税条例第22条および滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成17年滋賀県条例第45号）付則第5項」と、「同条に定める額に800円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同条に定める額に500円」とする。
- 5 第3条の規定は、平成18年4月1日以後に開始する各事業年度もしくは各連結事業年度または地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号もしくは第4号の期間に係る法人等の県民税について適用する。

(検討)

- 6 知事は、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（平成22年滋賀県条例第45号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

付 則（平成21年条例第4号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、（中略）付則第3項および第4項の規定は、公布の日から施行する。

(琵琶湖森林づくり県民税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の琵琶湖森林づくり県民税条例第3条第1項の規定は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人

の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

付 則（平成22年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

○琵琶湖森林づくり条例

平成16年3月29日滋賀県条例第2号

改正

平成16年10月25日条例第38号

平成27年3月23日条例第28号

琵琶湖森林づくり条例をここに公布する。

琵琶湖森林づくり条例

滋賀の森林は、県土のおよそ2分の1を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。

これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果たしてきた。

そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多くの恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水をはぐくんでいるのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもなおさず緑豊かな森林からの恵みである。

まさに、滋賀の森林は、琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。

我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林が行われてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今日まで構造的な不振の状況にある。その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧（ぐ）される。

今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めて、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林を守り、または育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者（国および市町を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。

- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
- 4 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める森林づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、森林づくりの推進に当たっては、市町および国と相互に連携を図るものとする。
- 3 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給につい

て欠くことのできないものであることに鑑み、県の実施する森林づくりに関する施策について、当該下流域の人々の協力が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者の責務)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林について、森林の多面的機能が確保されることを旨として、森林づくりに努めなければならない。

2 森林所有者は、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(森林組合の責務)

第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林づくりおよび森林資源の有効な利用の促進に積極的に取り組むとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、森林がもたらす恵みを享受していることを深く認識し、森林づくりに関する活動に積極的に参加するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に配慮するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、森林所有者等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県森林審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境に配慮した森林施業等の推進)

第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次項から第5項までに定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県内の森林整備の現状に鑑み、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、総合的かつ計画的な間伐対策を講ずるものとする。

3 県は、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の明確化が重要であることから、その境界の明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共同施業、森林組合に対する委託等により適切な森林施業を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 県は、鳥獣（鳥類または哺乳類に属する野生動物をいう。）による森林に係る被害に関し、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）に定めるもののほか、必要な措置を講ずるものとする。

（樹齢が特に高い樹木のある森林の保全）

第11条 県は、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地および生育地であり、かつ、地域の人々の文化と密接に関わりのあるものであることに鑑み、滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）その他関係法令に定めるもののほか、当該森林を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

（水源のかん養機能の維持および増進）

第12条 県は、森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、森林の有する水源のかん養機能の維持および増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（県民の主体的な参画の促進等）

第13条 県は、森林づくりに関し県民の主体的な参画を促進し、および琵琶湖等の下流域の人々の協力を得るため、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずることにより、森林の多面的機能についてこれらの者の理解を深めるとともに、これらの者またはこれらの者が組織する団体が行う森林づくりに関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

（里山の保全の推進）

第14条 県は、集落周辺にあって、薪炭用材の採取等を通して維持もしくは管理がなされており、

またかつてなされていた森林（以下「里山」という。）の整備およびその多面的な利用を促進することにより里山の保全を図るため、里山の所有者および里山を整備し、または多面的に利用しようとする県民等が協働して行う活動に対して、必要な支援を行うものとする。

（流域における森林づくりに関する組織の整備の促進）

第15条 県は、流域を単位とした森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、その流域の森林づくりの在り方、進め方等について、県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備の促進に必要な措置を講ずるものとする。

（びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間）

第16条 県民および琵琶湖等の下流域の人々が広く森林のもたらす恵みについての理解と関心を深め、森林づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間を設ける。

2 びわ湖水源のもりの日は10月1日とし、びわ湖水源のもりづくり月間は同月とする。

3 県は、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（県産材の利用の促進）

第17条 県は、県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供および知識の普及、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（森林資源の有効な利用の促進）

第18条 県は、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の有効な利用を促進するため、森林資源の有効な利用に関する調査研究および技術開発の推進に必要な措置を講ずるものとする。

（森林所有者の意欲の高揚等）

第19条 県は、森林所有者の森林づくりに対する意欲の高揚を図るため、適切な森林整備に関する情報の提供、技術の指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、林業労働に従事する者の確保および育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（森林組合の活性化）

第20条 県は、森林組合が地域の特性に応じた森林の経営の中核的な担い手としての役割を果たす

こととなるよう、組織体制の充実、人材の育成その他の森林組合の活性化のための取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(森林環境学習の促進)

第21条 県は、森林づくりを支える人材を育成するため、森林内での体験活動の場の提供、情報の提供その他森林の多面的機能についての理解と関心を深めることとなる森林環境学習の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第22条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林づくりの状況等の公表)

第23条 知事は、毎年、森林づくりの状況および県の森林づくりに関する施策の実施状況を公表するものとする。

(規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年条例第38号抄)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行)

付 則 (平成27年条例第28号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

これまでの琵琶湖森林づくり事業の実施結果（平成18～26年度実績、平成27年度当初見積額）一覧表

	平成18年度(実績)		平成19年度(実績)		平成20年度(実績)		平成21年度(実績)		平成22年度(実績)		平成23年度(実績)		平成24年度(実績)		平成25年度(実績)		平成26年度(実績)		平成27年度(当初)		備考	
	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容		
1 陽光差し込む健康な森林づくり事業	128,269		139,701		254,284		212,379		301,149		335,525		421,447		444,768		510,032		575,194			
1-1 環境林整備事業	65,998	93ha	104,985	142ha	141,030	187ha (うち国費:25,595)	96,514	131ha (うち国費:34,370)	69,081	86ha (うち国費:31,263)	43,917	59ha	103,588	376ha (うち国費8,275)	132,887	464ha (うち国費53,499)	138,161	487,02ha (うち国費52,247)	150,000	針広混交林型 550ha 密度管理型 100ha (うち国費55,000)		
1-2 農地漁場水源確保森林整備事業	平成20年度創設				91,119	359ha (うち国費:56,480)	101,371	319ha (うち国費:62,500)	134,965	397ha (うち国費:83,500)	199,187	190ha (うち国費113,401)	182,284	357ha (うち国費107,400)	168,910	森林整備429ha (うち国費96,300)	203,489	森林整備 266.5ha (うち国費117,000)	205,800	森林作業道29,600m (うち国費117,000)		
1-3 森林吸収源確保対策事業	平成22年度創設				35,628	1,294ha	21,555	719ha	24,660	942ha	14,603	次世代森林育成21.53ha CO2トラップ10,843m3	9,738	次世代森林育成 5.8ha CO2トラップ 9,331m3	20,000	次世代森林育成35ha CO2トラップ13,000m3						
1-4 放置林防止対策境界明確化事業	平成23年度創設				4,802	事前調査 696ha 現地調査 81ha	13,277	事前調査 462ha 現地調査 562ha 測量 159ha	13,679	事前調査 301ha 現地調査 267ha 測量 512ha	14,868	事前調査 444.47ha 現地調査 391.17ha 測量 353.21ha	16,000	事前調査 295ha 現地調査 334ha 測量 408ha								
1-5 森林環境の調査研究	62,271	森林現況調査、環境 保全のあり方に関する 調査研究	34,716	森林現況調査、環境 保全のあり方に関する 調査研究	22,135	森林現況調査、環境 保全のあり方に関する 調査研究	14,494	森林現況調査、環境 保全のあり方に関する 調査研究	14,917	森林現況調査、環境保全 のあり方に関する調査研究、 森林観察調査	13,521	森林現況調査、環境保全 のあり方に関する調査研究、 森林観察調査	20,783	森林現況調査、環境保全 のあり方に関する研究、 森林観察調査	27,535	森林現況調査、環境保全 のあり方に関する研究、 森林観察調査	25,255	森林現況調査、環境保全 のあり方に関する研究、 森林観察調査	33,992	森林現況調査、環境保全 のあり方に関する研究、 森林観察調査		
1-6 森林動物対策事業	平成22年度創設				46,558	「湖国の森林と自然を 守るニホンジカ特別対 策事業」	52,543	「湖国の森林と自然を 守るニホンジカ特別対 策事業」	76,855	ニホンジカ捕獲 2 ニホンジカ捕獲技術検証 等	87,154	ニホンジカ特別対策等 (うち国費4,000)	118,521	ニホンジカ特別対策等 (うち国費4,000)	135,000	ニホンジカ特別対策等 (うち国費11,500)						
1-7 森林境界情報強化事業	平成27年度創設				2,000	集落単位の森林の基礎情 報整理 5集落																
1-8 水源林保全対策事業	平成27年度創設				12,402	普及啓発 巡回員の配置 -公的機能評価																
2 長寿の森奨励事業	9,964	996ha	34,238	3,424ha	40,176	4,065ha	40,288	4,029ha	40,806	4,081ha	32,090	3,209ha	16,032	作業路等の維持補修 4,039ha	15,240	作業路等の維持補修 3,921ha	13,966	作業路等の維持補修 3,897.72ha	14,492	作業路等の維持補修 4,320ha		
3 森林を育む間伐材利用促進事業	12,950		92,661		30,180		54,450		73,424		57,229		60,254		48,059		47,719		67,000			
3-1 地球温暖化防止対策間伐材利用拡大事業	5,427	1,475m3	8,657	2,687m3	12,580	3,400m3	21,450	6,209m3	20,000	10,000m3	平成22年度廃止（平成23年度から地球温暖化防止対策県産材供給支援事業に変更）										※3-1内容を改め	
3-1 地球温暖化防止対策県産材供給支援事業	平成23年度創設				18,200	18,200m3	22,660	22,660m3	26,450	26,450m3	28,660	30,950m3	35,000	35,000m3								
3-2 環境保全につながる間伐材製品利用促進事業	7,523	木製品PR設置 等	84,004	木製品PR設置 市町への補助 等	平成19年度廃止（平成20年度から 木製品利用促進事業に変更）										※H20より 7-2へ							
3-2 間伐材搬出対策事業	平成20年度創設				17,600	間伐材搬出路設置 8,556m	33,000	間伐材搬出路設置 15,000m	53,424	間伐材搬出路設置 23,573m レンタル16件	39,029	間伐材搬出路設置 13,942m レンタル34件	37,594	間伐材搬出路設置 13,739m 機械レンタル助成 28箇所 11箇所	21,609	間伐材搬出路設置 5,154m 機械レンタル助成 9箇所	19,059	間伐材搬出路設置 5,000m 機械レンタル助成 11箇所	32,000	間伐材搬出路設置 1,900m 機械レンタル助成 9箇所		
4 里山リニューアル事業	78,981		89,392		99,133		119,231		81,827		55,273		61,761		72,691		65,567		75,491			
4-1 里山リニューアル事業	78,981	123ha	89,392	124ha	99,133	152ha	119,231	204ha	81,827	140ha (うち国費:31,629)	55,273	140ha (うち国費:21,573)	61,761	140ha (うち国費2,500) 従来タイプ 60.8ha 緩衝帯タイプ 21.7ha	57,785	140ha (うち国費11,337) 従来タイプ43.34ha 緩衝帯タイプ22.59ha	45,568	140ha (うち国費3,955) 従来タイプ22.82ha 緩衝帯タイプ37.16ha	55,491	140ha (うち国費4,900) 従来タイプ22.90ha 緩衝帯タイプ45.0ha		
4-2 里山防災整備事業	平成25年度創設				14,906	13.66ha	19,999	24.9ha	20,000	18.5ha												
5 協働の森づくりの啓発事業	16,039	広報および森林づく りへの参画促進	13,795	広報および森林づく りへの参画促進	15,757	広報および森林づく りへの参画促進	14,009	広報および森林づく りへの参画促進	16,033	広報および森林づく りへの参画促進	14,759	広報および森林づく りへの参画促進	18,653	広報および森林づく りへの参画促進	16,563	広報および森林づく りへの参画促進	14,664	広報および森林づく りへの参画促進	16,102	広報および森林づく りへの参画促進		
6 みんなの森づくり活動支援事業	31,598		36,521		32,467		35,613		13,017		13,522		16,018		8,118		3,427		7,509			
6-1 県民参加の里山づくり事業 (里山協定林推進事業)	20,348	5協定地域	25,512	8協定地域	20,797	9協定地域	24,086	11協定地域	3,617	10協定地区	5,595	7協定地区	10,226	5協定地域	3,718	5協定地域	1,574	3協定地域	1,000	3協定地域		
6-2 みんなで始めよう森づくり活動公募事業	6,124	39団体	7,741	43団体	8,130	49団体	8,335	45団体	6,679	37団体	4,081	25団体	3,048	19団体	2,319	13団体	平成25年度休止（類似国庫補助事業へ変更）					
6-2 木の駅プロジェクト推奨事業	平成27年度創設				3,500	5地域																
6-3 流域森林づくり委員会推進事業	5,126	4地区	3,268	6地区	3,540	6地区	3,192	6地区	2,721	6地区	3,846	6地区	2,744	6地区	2,081	6地区	1,853	6地区	3,009	6地区		
7 未来へつなぐ木の良さ体感事業	72,760		62,761		110,888		136,853		122,802		132,126		153,112		133,641		136,911		178,779			
7-1 木の香る浜の家の推進事業	22,131	新築51戸	27,949	新築60戸	28,811	新築60戸 耐震補強2戸	32,532	新築79戸 耐震補強1戸	38,501	新築99戸	37,762	新築 97戸	43,476	112戸	46,900	123戸	47,594	新築 125戸	49,790	135戸		
7-2 木製品利用促進事業	平成20年度創設				42,909	市町村補助 庁内提案事業 ほか	69,666	市町村補助 庁内提案事業 ほか	63,039	市町村補助 庁内提案事業 ほか	55,523	木の学習機整備を 含む市町村補助 庁内提案事業ほか	80,512	木製品利用 木の学習機 3団体	69,009	木製品利用 木の学習機 7機	49,355	木製品利用 木の学習機 5機	57,542	木製品利用 木の学習機 7機	※3-2から	
7-3 木の学習機整備事業	38,178	2,568セット	14,507	1,330セット	26,485	1,923セット	21,300	1,420セット	7,259	519セット	平成23年度統合（木製品利用促進事業と統合し木の学習机等木製品利用促進事業に）										※7-2,7-3へ組換	
7-3 びわ湖材利用促進事業	平成23年度創設				19,742	5箇所 45.6m3	17,347	8箇所 113m3	9,224	16箇所 368m3	55,454	15箇所 1,100m3	※7-2から組換									
7-4 木質バイオマス利活用促進事業	平成27年度創設				3,000	60台																
7-5 森の資源研究開発事業	7,449	6団体	15,305	6団体	9,321	8団体	9,993	6団体	10,142	5団体	15,657	5団体	8,411	3団体	5,041	2団体	1,673	1団体	8,616	3団体		
7-6 「びわ湖材」産地証明事業	5,002	6,872m3	5,000	8,677m3	3,362	9,595m3	3,362	8,926m3	3,861	認定事業体審査・認 定、指導・検査、普及 啓発	3,442	認定事業体審査・認 定、指導・検査、普及 啓発	3,366	認定事業体審査・認 定、指導・検査、普及 啓発	3,467	認定事業体審査・認 定、指導・検査、普及 啓発	3,534	認定事業体審査・認 定、指導・検査、普及 啓発	4,377			
8 森林環境学習「やまのこ」事業	380		50,906		86,400		90,007		91,373		93,126		95,808		95,351		94,994		107,694			
8-1 ウッドスタート支援事業	平成27年度創設				1,000	2地域																
8-2 森林環境学習「やまのこ」事業	380	ケーススタディ、研究 会、構想づくり	50,906	実施校 115校	86,400	実施校 202校	90,007	実施校 241校	91,373	実施校 243校	93,126	実施校242校	95,808	実施校 243校	95,351	実施校 243校	94,994	実施校 242校	105,694	実施校 238校		
8-3 ウッド・ジョブ体感事業	平成27年度創設				1,000	4校																
左：事業費計 右：基金充当額 右下：国費充当額	350,941	350,941	519,975	519,975	669,285	587,210 82,075	702,830	605,960 96,870	740,431	594,039 146,392	733,650	598,676 134,974	843,085	724,910 118,175	834,432	689,296 165,136	887,280 (当初:981,593)	710,078 (当初:803,713) 177,202 (当初:177,880)	1,042,261	853,861 188,400	平成26年度 当初比 (106.18%)	

琵琶湖森林づくり基本計画の進捗状況

I：基本施策【基本指標】

		H15(現状)	H22	H23	H24	H25	H26	進捗状況	H26(中期目標)	H32(長期目標)	達成率評価 (長期目標)	達成評価 (長期目標)	評価理由
1 環境に配慮した森林づくりの推進													
(1) 多面的機能を発揮させる森林管理の推進	111 民有林に占める保安林面積の割合(%) (累計)	33	34	35	35	35	35	森林の多面的機能を高度に発揮させるために、新たに88haを保安林に指定した。累計は64,884haで民有林の35%である。指定実績については官報告示された数量を計上しているが、今後告示されるものについて、約500haを予定している。	36	38	D	★★★	防災に関係する保安林、治山と間伐を均等に評価し、星3つとした。
	達成率(%)	24	40	40	40	40							
(2) 人工林の地域特性に配慮した森林整備の推進	112 治山事業による保安施設整備割合(%) (累計) ※保安林面積に対する保安施設整備面積の割合	49	58	58	58	58	58	荒廃林地の復旧・予防等により県土の保全と保安林機能の増進を図るため治山事業による保安施設整備を実施した。厳しい予算事情の中で災害発生箇所の復旧を優先するなど効果的に実施した。 195ha(40箇所)	61	65	C	★★★	
	達成率(%)	53	56	56	57	57							
	121 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合(%) ※人工林のうち1年間に除伐や間伐を必要とする森林(H31 3,100ha)に対して、その年に除伐や間伐を行った森林面積の割合	64	97	81	62	66	52	平成23年度より国の政策の転換で、原則、搬出間伐のみが補助対象になった。事業実施に当たり、境界確定等に多くの労力・時間を要し、施業地の集約化の伸びが鈍化してきたことに加え、台風により間伐材搬出経路が被災し作業が遅れたため目標に達しなかった。	80	90	C		
達成率(%)		108	90	69	73	58							
2 県民の協働による森林づくりの推進													
(1) 県民の主体的な参画の促進	211 森林づくり活動を実践している市民団体等の数(団体・累計)	30	112	120	127	139	163	活動に対する支援を行い、森林づくり活動が活発となり、森林づくり活動を実践する市民団体の数が前年より24団体増えた。	125	150	A		3項目を均等に評価して星4つとした。
達成率(%)		68	75	81	91	111							
(2) 里山の整備・利活用の推進	221 里山整備協定林の数(箇所・累計)	0	11	12	13	14	14	市町が主体となり、里山保全グループ等と協働で行う里山保全活動の箇所数は、前年と同じ14箇所であり目標と開きがある。ただし、里山保全活動は継続的に展開されている。	25	40	D	★★★★	
達成率(%)		28	30	33	35	35							
(3) びわ湖水源ののりの日・びわ湖水源ののりづくり月間の取り組み	231 びわ湖水源ののりづくり月間の森林づくりへの参加者数(人)	1,583	6,819	7,481	10,618	10,290	11,845	真広雜誌やホームページ等での啓発や森づくり交流会などのイベント開催により月間における森林づくりへの参加を積極的に促し、参加者数は、前年と比較すると15%増となった。	8,000	13,000	A		
達成率(%)		52	58	82	79	91							
3 森林資源の循環利用の促進													
(1) 県産材の利用の促進	311 県産材の素材生産量(m3)	32,000(H20)	43,000	67,000	59,000	62,000	56,000	住宅や公共施設の県産材利用について、県民に浸透するとともに、設計や建築関係者の意識や技術も向上するなど、利用面は着実に進展している。ただ、前年の災害等で生産量が減ったことから、需要に応じていけるよう、目標達成に向けて素材生産の一層の拡大に取り組む必要がある。	59,000	120,000	D	★★	達成率47%を評価し、星2つとした。
達成率(%)		36	56	49	52	47							
4 次代の森林を支える人づくりの推進													
(1) 森林所有者等の意欲の高揚	411 地域の森林づくりを推進する集落数(集落)	25	60	62	80	82	89	森林経営に積極的に取り組む森林所有者等を育成するために、林業普及指導員が中心となって、市町や森林組合、林研グループなどと連携して、情報提供や技術指導等を行った。	87	100	B		2項目を均等に評価すると星3つとした。
達成率(%)		60	62	80	82	89							
(2) 森林組合の活性化	421 森林組合の低コスト施業実施面積(ha)	80(H20)	273	338	438	436	530	森林組合に対して、集約化施業を推進するために、森林施業プランナー研修や作業道オペレーター研修などを行ったが、採算が確実に見込める箇所を限定的に実施するなどし、目標に至らなかった。	660	1,400	D	★★★★	
達成率(%)		20	24	31	31	38							

II：戦略プロジェクト【5年間の取り組み】

		H20(現状)	H22	H23	H24	H25	H26	進捗状況	H26(中期目標)	達成率の評価	達成評価	評価理由
1 環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト	● 環境林整備面積(ha・累計)	422	639	699	1,075	1,539	2,026	森林所有者が自ら整備することが困難な森林を対象に強度間伐と密度管理型の整備を進めており、新たに487haの事業を行い、累計は2,026haとなり、136%の達成率になった。	1,600	A	★★★★	3項目を均等に評価すると星5つになるが、年間間伐実施面積の重要度を加味して星4つとした。
	● 年間間伐実施面積(ha)	2,525	3,014	2,513	1,921	2,042	1,609	平成23年度より国の政策の転換で、原則、搬出間伐のみが補助対象になった。事業実施に当たり、境界確定等に多くの労力・時間を要し、施業地の集約化の伸びが鈍化してきたことに加え、台風により間伐材搬出経路が被災し作業が遅れたため目標に達しなかった。	3,100	C		
	● 年間作業道等開設延長(m)	26,115	69,652	86,649	113,512	99,143	113,631	集約化施業の推進を行い、基盤整備における事業実績として林道開設431m、作業道開設113,200mであり、積極的な整備ができた。	36,200	A		
2 県民の協働による森林づくり推進プロジェクト	● 琵琶湖森林づくりパートナー協定(企業の森)締結数(累計)	3	11	14	17	21	23	企業と森林所有者とが「琵琶湖森林づくりパートナー協定」を締結し、企業の支援により森林整備が実施されている。企業の関心は高く取り組みは確実に広がっており、新たに2件の協定が締結されて、累計23件になった。	15	A	★★★★★	2項目とも目標を達成しているため星5つとした。
	● 森林づくり活動市民団体年間延べ活動日数(日)	482	539	555	935	1,030	862	国の新たな交付金事業を活用して44の活動団体へ支援を行った。このような活動支援が契機となり森林づくり活動が活発化し、活動団体数が増加した。活動日数は昨年の1,030日から862日へと減少したが、目標は達成できた。	750	A		
3 森林資源の循環利用促進プロジェクト	● 高性能林業機械導入数(台・累計)	6	9	9	15	17	17	集約化施業による利用間伐の推進を図るため、労働安全衛生に配慮しつつ、作業の効率化・低コスト化に向けて、国の森林整備加速化事業等を利用して、高性能林業機械が導入された。	18	A	★★★★★	びわ湖材認証は目標達成しており、高性能林業機械導入はあと1台で目標値となることから星5つとした。
	● びわ湖材認証を行った年間木材量(m3)	9,595	10,484	14,450	16,828	21,438	32,109	認定事業者が167者となり、認証した木材量が前年度より10,671m3増の32,109m3になるなど、「びわ湖材」の理解は木材関係者に浸透し、定着しつつある。	18,000	A		
4 次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト	● 森林組合の木材生産に専門的に従事する作業員数(人)	0	38	30	31	22	22	集約化施業を進めるために、素材生産を低コストで行う人材の育成に対して支援をおこなっているが、森林組合が雇用する木材生産を専門する作業員は前年から増減はなかった。	50	D	★★★	2項目を均等に評価すると星4つになるが、森林組合の木材生産作業員数は目標値の半数以下であることから星3つとした。
	● 森林環境学習の年間受講者数(人)	12,928	14,557	16,412	17,200	21,200	20,472	次代の森林づくりを支える人材育成のために、「やまのこ」事業を中心とした森林環境学習を行った。教育現場との連携も定着し、中期目標の2万人を超える20,472人が森林環境学習を体験することができた。	20,000	A		

達成率の計算方法
 ①実績が単年のもの：実績値/目標値
 ②実績が累計のもの：(実績値-現状値)/(目標値-現状値)
 計算例 ①111保安林面積割合 (35-33)/(38-33)=40%
 ②311県産材素材生産量 62,000/120,000=52%

個々の取組みの達成率の評価 A：90%以上 B：70-89% C：50-69% D：30-49% E：30%未満

基本施策・戦略プロジェクトの達成率の評価 ★★★★★：90%以上 ★★★★：70-89% ★★★：50-69% ★★：30-49% ★：30%未満

琵琶湖森林づくり基本計画の見直し（案）の概要

第1 琵琶湖森林づくり基本計画策定の趣旨

琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて
平成21年度の琵琶湖森林づくり基本計画改訂以後の社会経済情勢の変化に対応していくため、これまでの5年間の取組の成果と課題を整理し、緊急に対応すべき課題を洗い出し、その解決に向けた見直しを行います。

第2 基本計画が目指す森林づくりの方向

基本方向
○琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

基本方針
○森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり
○県民全体で支える森林づくり

第3 基本計画の位置づけ

1 性格と役割
琵琶湖森林づくり基本計画は、琵琶湖森林づくり条例第9条の規定に基づく計画であり、条例に示す理念を実効性のあるものとするためのアクションプランと位置づけます。

2 計画期間
計画期間は、平成17年度（2005年度）から平成32年度（2020年度）までの16年間とします。
戦略プロジェクトの取組期間は、平成27年度（2015年度）から平成32年度（2020年度）までの6年間とします。

第4 基本施策

<h3>1 環境に配慮した森林づくりの推進</h3> <p>生物多様性を保全し、森林の多面的機能を持続的に発揮させていくために、間伐等の適切な森林整備を行い、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを推進します。</p> <p>①琵琶湖の水源林の適正な保全・管理の推進 水源林を健全な姿で未来に引き継ぐため、多面的機能の持続的発揮に向けた適正な森林の保全・管理の取組を推進します。</p> <p>②持続可能な森林整備の推進 森林資源の循環利用（「植える→育てる→使う→植える」というサイクル）を推進することで、適切な森林整備を確保していくとともに、将来にわたる森林の多面的機能の発揮を目指します。</p> <p>③生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進 生物多様性が保全され、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを推進します。</p>	<h3>2 県民の協働による森林づくりの推進</h3> <p>かけがえのない琵琶湖が県民総ぐるみで守られてきたことを踏まえ、琵琶湖の水源である森林を県民が一体となって守り育てる森林づくりを推進します。</p> <p>①多様な主体による森林づくりへの支援 森林組合、地域、NPOなど多様な主体の参画による森林づくりへの取組を支援します。</p> <p>②県民の主体的な参画の促進 森林の多様な価値を発信し、森林・林業の情報を積極的に提供することにより、森林づくりへの県民の理解を深め、主体的な参画を促進します。</p>
<h3>3 森林資源の循環利用の促進</h3> <p>県産材を活用することは、森林資源の循環を活発にし、健全な森林整備に資することにつながります。木材は再生可能な天然資源であり、積極的に活用することで、地球環境の保全や地域の再生に貢献します。</p> <p>①林業活動の活性化による森林資源の活用（川上） 林業活動を活性化することで地域の振興を図るとともに、森林資源の活用により、地球温暖化防止をはじめ森林の多面的機能の持続的発揮に貢献します。</p> <p>②県産材の流通・加工体制の整備（川中） 県産材の生産情報を一元管理するとともに、安定供給体制や加工体制を整備することにより、県産材の利用拡大に取り組みます。</p> <p>③県産材の有効利用の促進（川下） 公共施設や住宅などへの県産材の利用拡大を推進するとともに、地域でのエネルギー利用に向けた木質バイオマスの利活用の取組を推進します。</p>	<h3>4 次代の森林を支える人づくりの推進</h3> <p>森林づくりに対する森林所有者の意欲の高揚を図るとともに、森林整備や木材生産の中核を担う森林組合等の組織体制の整備や林業従事者の育成・確保を図ります。また、森林づくりの重要性を理解し、行動する青少年の育成など、次代の森林を支える人づくりを推進します。</p> <p>①森林所有者等の意欲の高揚 森林所有者・林業従事者に森林整備に関する情報の提供や技術指導を行い、自伐型林業を目指すなど意欲の高揚を図ります。</p> <p>②森林組合の活性化 森林組合が地域の森林経営の中核的な担い手としての役割を果たせるよう組織体制の充実と人材の育成を図ります。</p> <p>③森林環境学習の推進 森林の働きや重要性についての県民の理解を深め、森林づくりへの参加意識の高揚に努めます。</p>

第5 戦略プロジェクト

プロジェクトのテーマ
○生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進
○県産材の安定供給体制の確立

戦略プロジェクトは、基本施策を具体的・計画的に進めるため、重点的かつ戦略的に取り組む施策を掲げたものです。平成27年度から平成32年度までの6年間は、「生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進」と「県産材の安定供給体制の確立」をテーマとして戦略プロジェクトに取り組みます。

<h3>戦略1.環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト</h3> <p>健全な水源林の育成と生物多様性の保全に取り組みます。</p> <p>○水源林の適正な保全・管理の推進 ○持続可能な森林整備による森林吸収源対策の推進 ○生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進</p> <p>【6年間の取組】 ・除間伐等の実施 ・林地境界の明確化 ・ニホンジカの捕獲 ・生物多様性に配慮した治山・林道工事</p>	<h3>戦略2.県民の協働による森林づくり推進プロジェクト</h3> <p>多様な主体による森林づくり活動を進めます。</p> <p>○多様な主体による森林づくりの推進 ○森林づくりへの新たな参画の促進</p> <p>【6年間の取組】 ・森づくり団体の活動のPR ・琵琶湖森林づくりパートナー協定の締結</p>
<h3>戦略3.森林資源の循環利用促進プロジェクト</h3> <p>森林資源の循環利用の促進による林業活動の活性化に取り組みます。</p> <p>○森林山村資源の活用による地域再生 ○県産材の流通体制の整備 ○県産材の有効利用による温暖化対策への貢献</p> <p>【6年間の取組】 ・びわ湖材を使用した木造公共施設整備 ・びわ湖材証明制度の推進 ・木材流通センター取りまとめによる原木の取扱</p>	<h3>戦略4.次代の森林を支える人づくりの推進プロジェクト</h3> <p>豊かな森林づくりと森林資源の循環利用の担い手育成に取り組みます。</p> <p>○森林資源の循環利用のための担い手づくり ○意欲ある林家・グループの育成 ○森林環境学習・林業体験学習の充実</p> <p>【6年間の取組】 ・認定森林施業プランナーの育成 ・自伐型林業育成研修の開催 ・木育の推進</p>

第6 推進体制

1 財源の確保
「琵琶湖森林づくり県民税条例」を施行し、着実な森林づくりに向けた財源の確保を図ります。

2 進行管理と点検評価
「PDC A型行政運営システム」による進行管理を行います。

3 実施状況の公表
森林づくりに関する施策の実施状況等は、県の広報誌やホームページ等を通じて広く公表します。

琵琶湖森林づくり基本計画の見直し（案）の指標等

第4 基本施策の基本指標

1 環境に配慮した森林づくりの推進

● 琵琶湖の水源林の適正な保全・管理の推進

上段：％ 下段：ha

区 分	平成 15 年度 (計画策定時)	平成 26 年度実績 (現 状)	平成 32 年度 (長期的な目標)
民有林に占める保安林面積の割合	33	35	38
治山事業による保安施設整備面積 (累計)	31,795	37,589	42,100

注：保安林は、水源のかん養、土砂の流出防止など17種類あり、暮らしを守るために、特に、重要な森林が指定され、伐採の制限や保全管理など、森林の多面的機能の発揮に必要な管理が行われます。

● 持続可能な森林整備の推進

％

区 分	平成 15 年度 (計画策定時)	平成 26 年度実績 (現 状)	平成 32 年度 (長期的な目標)
除間伐を必要とする人工林 に対する整備割合	64	56	90

注：人工林のうち1年間に除伐や間伐を必要とする森林に対して、その年に除伐や間伐を行った森林面積の割合のこと

● 生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進

％

区 分	平成 15 年度 (計画策定時)	平成 24 年度実績 (現 状)	平成 32 年度 (長期的な目標)
⑧ 下層植生衰退度3以上の 森林の割合	-	20	10

注：県で実施している下層植生衰退度調査において、「衰退度0」から「衰退度4」までの5段階に区分している被害程度のうち「衰退度3」は半数以上の森林で高木の後継樹が消失、傾斜地では約10%の森林で強度の土壌侵食が発生する衰退度。（平成24年度に調査を行い180箇所中36か所が「衰退度3以上」）（この指標については、5年後を目途に調査します。）

2 県民の協働による森林づくりの推進

● 多様な主体による森林づくりへの支援

箇所

区 分	平成 15 年度 (計画策定時)	平成 26 年度実績 (現 状)	平成 32 年度 (長期的な目標)
協定を締結して整備する 里山の箇所数（累計）	0	137	300

注：協定を締結して整備する里山とは、市町や任意団体等が今後の管理について、5年程度の協定を締結して整備を行う里山をいいます。

● 県民の主体的な参画の促進

人

区 分	平成 15 年度 (計画策定時)	平成 26 年度実績 (現 状)	平成 32 年度 (長期的な目標)
びわ湖水源のもりづくり月間の 森林づくりへの参加者数	1,583	11,845	13,000

3 森林資源の循環利用の促進

● 林業活動の活性化による森林資源の活用

m³

区 分	平成 15 年度 (計画策定時)	平成 26 年度実績 (現 状)	平成 32 年度 (長期的な目標)
県産材の素材生産量	38,000	56,000	120,000

4 次代の森林を支える人づくりの推進

● 森林所有者等の意欲の高揚

集落

区 分	平成 15 年度 (計画策定時)	平成 26 年度実績 (現 状)	平成 32 年度 (長期的な目標)
地域の森林づくりを推進する 集落数	25	89	100

注：地域の森林づくりを推進する集落とは、集落ごとにそれぞれの地域に応じた森林づくりについて話し合いの場が持たれ、共通の理解のもとに森林整備が進められる集落のこと。

● 森林組合の活性化

h a

区 分	平成 15 年度 (計画策定時)	平成 26 年度実績 (現 状)	平成 32 年度 (長期的な目標)
森林組合の低コスト施業実施面積	0	530	1,400

注：森林組合の低コスト施業実施とは、高性能林業機械等を活用し、施業地の集約化や作業路網の整備等、効率的な作業システムによる高い生産性を実現し、コストを削減するための取組のこと。

第5 戦略プロジェクトの6年間の取組

戦略1. 環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト

区分	平成26年度実績 (現 状)	平成32年度 (目 標)
除間伐等の森林施業を実施した森林の面積 注1	2,227ha	3,100ha
境界明確化に取り組んだ森林面積(累計)	1,023ha	7,000ha
ニホンジカの捕獲数	14,374頭	16,000頭 注2
生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数	46カ所	75カ所

注1: 除間伐等の森林施業を実施した森林の面積とは、森林を適切な状態に保つために実施する森林施業(除伐、間伐、更新伐、松くい虫等の伐倒除去等)の面積。

注2: ニホンジカの捕獲数は平成25年度から平成29年度の目標値。以降、生息数等を勘案して検討する。

戦略2. 県民の協働による森林づくり推進プロジェクト

区分	平成26年度実績 (現 状)	平成32年度 (目 標)
活動をPRする森林づくり団体数(累計)	68団体	160団体
琵琶湖森林づくりパートナー協定 (企業の森)締結数(累計)	23カ所	35カ所

注: 活動をPRする森林づくり団体とは、「森づくりネット・しが」に掲載された団体のこと。

戦略3. 森林資源の循環利用促進プロジェクト

区分	平成26年度実績 (現 状)	平成32年度 (目 標)
びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数	16 施設	20 施設
びわ湖材証明を行った年間木材量	32,109m ³	65,000m ³
木材流通センターとりまとめによる原木取扱量	10,012m ³	40,000m ³

戦略4. 次代の森林を支える人づくりの推進プロジェクト

区分	平成26年度実績 (現 状)	平成32年度 (目 標)
認定森林施業プランナー数	16 名	30 名
自伐型林業育成研修の開催数	4 回	15 回
乳幼児に向けた「木育」に取り組む市町の数	0	19 市町

琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方等についての意見

平成27年 8月
滋賀県森林審議会

森林審議会では、滋賀県知事より「琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて」の諮問を平成27年3月に受け、同年7月まで計3回の審議を経て、このたび答申した。

琵琶湖森林づくり基本計画（以下「基本計画」という。）は、平成32年度までの長期計画として、平成17年度に施行され、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、5年毎に、中期的な目標である戦略プロジェクトの見直しを行うこととなっている。今回答申した基本計画には、近年顕在化してきた、目的不明な森林の取得、ニホンジカ被害の増加、巨樹・巨木の保護、林地境界の不明瞭化などの新たな課題とその解決に向けた施策が盛り込まれており、それらを今後いかに実効性を保ちながら効果的に取り組んでいくかが、重要な課題である。

また、平成18年度より琵琶湖森林づくり県民税（以下「県民税」という。）を徴収し、この税を活用した環境重視と県民協働の新たな施策が取り組まれており、着実な効果を上げつつあるが、今後の県民税の使途のあり方は、次期戦略プロジェクトの実効性の確保を図るうえで、重要な関わりがある。

そのような課題認識を踏まえ、今回の審議会の中で、基本計画の見直しと併せて、県民税の使途の基本的な考え方についても議論を行い、当審議会として以下のとおり意見を付することとした。なお、県民税の根本的な議論については、森林審議会以外の場で行うことが適切であると考ええる。

- 1 県民税を活用した事業については、当審議会ですべて毎年点検・評価を行い、全体として着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要と考える。
- 2 森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、現行税制度の考え方を基本としながら、県民税の使途を見直すことについては、必要と考える。
- 3 県民税事業の見直しにあたっては、当初に県民税を導入した哲学を踏まえることが基本であり、事業の必要性や効果性、公益性が説明できることが不可欠であり、単に財源不足を理由に県民税を充当する事業を拡充すべきではないと考える。
- 4 基本計画の諸施策の推進・進捗を図るために事業を拡大する際には、県民税事業の趣旨に合致したものとするとともに、県民税事業全体の規模とバランスを考慮するなど取り扱いに注意したうえで、引き続き取り組んでいくことは妥当と考える。
- 5 上記の項目のほか、県民税の使途について、これまで行われてきた議論を踏まえて、下記の点についてもご留意いただきたい。

- 県民税事業は、環境重視と県民協働の視点から新たに取り組むものであり、従来事業と明確に区分することが重要である。
- 県民税事業を活用した取組を進めるにあたっては、収益に直接関わる部分への助成などは避けるべきである。
- 公的に管理された森林にはそれぞれの目的があり、管理するための税がすでに投入されていることから、その整備等に県民税を充当することは望ましくない。
- 造林公社が管理する森林は、分収林契約による林業経営を目的としていることから、県民税事業の対象にはなじまない。

各府県における森林環境税導入状況等について

森林環境保全や水源環境の保全・再生等を目的とした県民税の超過課税制度（以下「森林環境税」という。）の各県における導入状況やその用途状況等は、以下のとおり。

（本県および各府県等の調査結果を基に作成）

1. 導入状況等について（平成27年10月1日現在 【別紙】参照）

（1）森林環境税導入状況

35県導入

岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、**滋賀県**、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

なお、新たに大阪府および京都府 が導入を予定している。

◆導入時期

- ①平成15年4月 1県（高知県）
- ②平成16年4月 1県（岡山県）
- ③平成17年4月 6県（鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、熊本県、鹿児島県）
- ④平成18年4月 8県（岩手県、福島県、静岡県、**滋賀県**、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県）
- ⑤平成19年4月 7県（山形県、神奈川県、富山県、石川県、和歌山県、広島県、長崎県）
- ⑥平成20年4月 6県（秋田県、茨城県、栃木県、長野県、福岡県、佐賀県）
- ⑦平成21年4月 1県（愛知県）
- ⑧平成23年4月 1県（宮城県）
- ⑨平成24年4月 2県（山梨県、岐阜県）
- ⑩平成26年4月 2県（群馬県、三重県）
- ⑪平成28年4月 2府（大阪府、京都府）

（2）課税方式

全導入団体が超過課税制度により課税

◆個人県民税

○所得割 ・標準税率（4%）に0.025% 上乗せ 1県（神奈川県）

○均等割 ・標準税率（1,000円）に以下の額を上乗せ

①300円 1県（神奈川県）

②400円 1県（静岡県）

③500円 20県（富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

④700円 3県（栃木県、群馬県、愛媛県）

- ⑤ 800円 3県 (秋田県、**滋賀県**、兵庫県)
- ⑥ 1,000円 6県 (岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県)
- ⑦ 1,200円 1県 (宮城県)

◆法人県民税

○均等割 ・標準税率に以下の額もしくは率を上乗せ

- ① 500円 1県 (高知県)
- ② 5% 20県 (富山県※、石川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)
- ※H24.4～ 資本金等 50億超：7.5%，100億超：10%
- ③ 7% 3県 (栃木県、群馬県、愛媛県)
- ④ 8% 1県 (秋田県)
- ⑤ 10% 8県 (岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県、兵庫県)
- ⑥ 11% 1県 (**滋賀県**)

2. 森林環境税の用途状況について

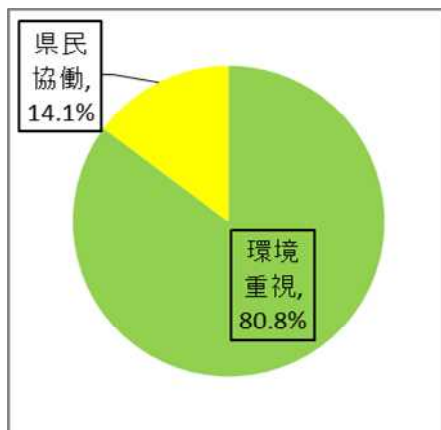
主な充当事業

①間伐等の森林整備	35県	全導入団体
②里山整備	30県	宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、 滋賀県 、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県
③間伐材搬出支援	14県	岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、神奈川県、長野県、岐阜県、愛知県、 滋賀県 、岡山県、佐賀県、長崎県、鹿児島県
④普及啓発	31県	岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、 滋賀県 、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
⑤森林学習	28県	岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、 滋賀県 、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
⑥ボランティア支援	26県	岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、神奈川県、富山県、石川県、長野県、愛知県、 滋賀県 、

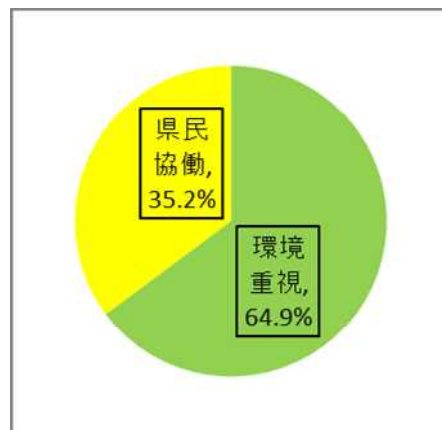
		兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
⑦木材利用促進	21県	宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、 滋賀県 、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県
⑧鳥獣害対策	19県	宮城県、山形県、福島県、栃木県、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、 滋賀県 、兵庫県、奈良県、和歌山県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
⑨公募事業	23県	岩手県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、愛知県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県

《参考 税充当事業における環境重視と県民協働の事業額の割合》

全国平均



滋賀県



※ 各県からの回答を基に滋賀県にて作成。

※ 茨城県、神奈川県は水源利用にも活用しているため、集計より除外している。

3. 森林環境税の見直し状況について（平成27年10月1日現在）

○税率の改正 3県（富山県、鳥取県、愛媛県）

- ・富山県 法人県民税均等割超過税率 5% → **資本金等 50億超：7.5%**
100億円：10%
- ・鳥取県 個人県民税均等割超過税率 300円 → **500円**
法人県民税均等割超過税率 3% → **5%**
- ・愛媛県 個人県民税均等割超過税率 500円 → **700円**
法人県民税均等割超過税率 5% → **7%**

○森林環境税の延長の状況

森林環境税を導入した団体のうち、現在までに期限到来および見直し期限を迎えた団体については全て期限到来時に延長をおこない、導入以後、廃止した団体は無い。

琵琶湖森林づくり県民税の収支状況(平成18年度～平成26年度)

(千円)

	平成18年度 決算額	平成19年度 決算額	平成20年度 決算額	平成21年度 決算額	平成22年度 決算額	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 決算額	計
琵琶湖森林づくり県民税	482,673	658,934	680,333	683,064	676,689	683,022	687,979	694,383	696,402	5,943,479
個人県民税均等割分	453,349	512,062	526,905	532,109	520,124	524,214	529,999	534,963	535,987	4,669,712
法人県民税均等割分	29,324	146,872	153,428	150,955	156,565	158,808	157,980	159,420	160,415	1,273,767
基金積立額(A)	441,005	624,291	679,317	648,828	638,363	650,407	661,354	650,824	663,919	5,658,308
琵琶湖森林づくり県民税	438,800	622,100	675,600	646,100	636,700	648,900	657,500	649,200	661,700	5,636,600
寄附金	2,205	1,000	0	694	50	0	0	300	357	4,606
財産収入	0	1,191	2,386	2,034	1,613	1,507	1,435	966	826	11,958
諸収入	0	0	1,331	0	0	0	2,419	358	1,036	5,144
琵琶湖森林づくり事業費	350,941	519,975	669,285	702,830	740,431	733,650	843,085	834,432	887,280	6,281,909
国費充当	0	0	82,075	96,870	146,392	134,974	118,175	165,136	177,202	920,824
基金充当(B)	350,941	519,975	587,210	605,960	594,039	598,676	724,910	669,296	710,078	5,361,085
基金残額(A)-(B)	90,064	104,316	92,107	42,868	44,324	51,731	▲ 63,556	▲ 18,472	▲ 46,159	297,223
(累計)(5月末残高)	90,064	194,380	286,487	329,355	373,679	425,410	361,854	343,382	297,223	
基金利用率(B)/(A)	79.6	83.3	86.4	93.4	93.1	92	109.6	102.8	107	94.7
琵琶湖森林づくり県民税利用率	80.0	83.6	86.9	93.8	93.3	92.3	110.3	103.1	107.3	95.1

※ 基金積立額における琵琶湖森林づくり県民税分は、税収入確定前に見込み金額により積み立てることとなるため同額にはならない。

国における琵琶湖森林づくり県民税を取りまく動き

1. 琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成 27 年 9 月 28 日 法律第 75 号）

琵琶湖保全再生法において、下記のとおり規定されています。

（財政上の措置）

第 4 条 国は、琵琶湖保全再生計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、その実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（資金の確保等）

第 6 条 国は、琵琶湖保全再生計画に基づく事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（森林の整備及び保全等）

第 11 条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水源の涵養を図るため、森林の整備及び保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 平成 28 年度与党税制改正大綱（平成 27 年 12 月 16 日 自由民主党 公明党）

平成 28 年度与党税制改正大綱において、森林吸収源対策に関する安定的な財源の確保についての新たな仕組みとして、「森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。」とされています。

平成 28 年度与党税制改正大綱（平成 27 年 12 月 16 日 自由民主党 公明党）抜粋

7 森林吸収源対策

2020 年度及び 2020 年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保についての新たな仕組みとして、以下の措置を講ずる。

- (1) エネルギー起源 CO₂ の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図ることとし、経済産業省、環境省、林野庁の 3 省庁は連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、

こうした課題を克服する必要がある。

このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

3. 全国知事会における議論

「平成 28 年度与党税制改正大綱」について（平成 27 年 12 月 16 日 全国知事会）

平成 28 年度与党税制改正大綱が決定されたことを受け、全国知事会会長（京都府知事）及び地方税財政常任委員会委員長（富山県知事）から「長年にわたり懸案であった森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について、方向性が示された。今後、税制等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえて、しっかりと調整するよう強く求める。」との声明が発表されました。

4. 平成 28 年度地方財政対策

地球温暖化対策について、国、地方を通じた適切な森林整備により、森林の温室効果ガス吸収量を増加させる取組が不可欠であることなどから、平成 28 年度税制改正大綱も踏まえ、今後市町村が主体となった森林整備等が円滑に実施されるよう、森林整備の実施に不可欠な地域の主体的な取組に要する経費について、従来の森林・林業振興対策に加え、地方財政計画に計上された。